ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10) 円	(21) 円
	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等（施行規則第１条第12項第２号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11) 円	(22) 円

特定資産の帳簿価額の合計額	(23)＝(2)＋(3)＋(5)＋(7)＋(9)＋(10)＋(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(25)＝(13)＋(14)＋(16)＋(18)＋(20)＋(21)＋(22) 円
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円
臨時贈与報告基準事業年度終了の日以前の５年間（贈与の日前の期間を除く。）に、経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) 円
		損金不算入となる給与	(28) 円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)＝((23)＋(27)＋(28))／((24)＋(27)＋(28)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)＝(25)／(26) %
会社法第108条第１項第８号に掲げる事項について定めがある種類の株式（＊３）の発行の有無	有□　無□		

（＊３）を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		円

2　経営承継受贈者について

臨時贈与報告基準日（＊１）における総株主等議決権数	(a) 個
氏名	
住所	

臨時贈与報告基準日（＊１）における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合			(b)＋(c) 個 ((b)＋(c))／(a) %
臨時贈与報告基準日（＊１）における保有議決権数及びその割合			(b) 個 (b)／(a) %
租税特別措置法第70条の７第１項の適用を受けている株式等に係る議決権数（＊２）			個
（＊２）のうち臨時贈与報告基準日（＊１）までに譲渡した数			個
臨時贈与報告基準日（＊１）における同族関係者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(c) 個 (c)／(a) %

3　臨時贈与報告基準期間中における特別子会社について

区分			特定特別子会社に　該当／非該当
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額			円
総株主等議決権数			(a) 個
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(b) 個 (b)／(a) %

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

2　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

3　報告書の写し及び施行規則第12条第12項各号に掲げる書類を添付する。

4　報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第６条第２項第１号及び第２号に該当する場合であって、同項第３号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。

5　臨時贈与報告基準事業年度終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第６条第２項第１号及び第２号に該当する場合であって、同項第３号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

6　報告者の経営承継受贈者が当該報告者の代表者でない場合（その代表権を制限されている場合を含む。）又は経営承継贈与者が当該報告者の代表者若しくは役員（代表者を除き、当該報告者から給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の支給を受けた役員に限る。）となった場合であって、当該経営承継受贈者が施行規則第９条第４項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。